

〒532-0003 大阪市淀川区宮原 4-1-9
 新大阪フロントビル 8F
 TEL (06) 6676-7750 FAX (06) 6676-7754
 URL <https://yodogawaroukyou.gr.jp>



当協会の
Facebook を開設
しました！
最新の人事労務
ニュースを配信
しております。



Monthly Hot News

地域別最低賃金が改定されます

2024 年度地域別最低賃金が改定されます。**47 都道府県で 50～84 円の引上げ、改定額の全国加重平均額は 1,055 円（昨年度は 1,004 円）**で、全国加重平均額 51 円の引上げは、1978 年度に目安制度が始まって以降で最高額となりました。なお、関西各府県の金額及び適用日は下記の通りです。

詳細及び下記府県以外、産業別最低賃金については、各都道府県労働局ホームページをご参照ください。

府県名	地域別最低賃金額	適用予定日
大阪府	1,114円 (+50)	10月1日
兵庫県	1,052円 (+51)	10月1日
京都府	1,058円 (+50)	10月1日
奈良県	986円 (+50)	10月1日
滋賀県	1,017円 (+50)	10月1日
和歌山県	980円 (+51)	10月1日

2024年8月1日から雇用保険の基本手当日額等が変更になります

雇用保険の失業給付（基本手当）額を算定するための基礎となる賃金日額等が、2024年8月1日から変更されます。主な変更点は以下の通りです。

年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額				
離職時の年齢	賃金日額の上限額（円）		基本手当日額の上限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
29歳以下	13,890	14,130	6,945	7,065 (+120)
30～44歳	15,430	15,690	7,715	7,845 (+130)
45～59歳	16,980	17,270	8,490	8,635 (+145)
60～64歳	16,210	16,490	7,294	7,420 (+126)

【例】29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額（14,130円）が適用されますので、2024年8月1日以降分の基本手当日額（1日当たりの支給額）は、7,065円となります。

賃金日額・基本手当日額の下限額				
年齢	賃金日額の下限額（円）		基本手当日額の下限額（円）	
	変更前	変更後	変更前	変更後（前年度増減）
全年齢	2,746	2,869	2,196	2,295 (+99)

◆ 基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく 2,295 円になります。

2024年8月1日から雇用継続給付の支給限度額等が変更になります

2024年8月1日から高年齢雇用継続給付・介護休業給付・育児休業給付の支給限度額等が変更になります。受給者への給付額が変わる場合がありますのでご注意ください。

① 高年齢雇用継続給付（2024年8月1日以後の支給対象期間から変更）

・支給限度額	370,452円	→	376,750円
・最低限度額	2,196円	→	2,295円
・60歳到達時等の賃金月額			
上限額	486,300円	→	494,700円
下限額	82,380円	→	86,070円

② 介護休業給付

・支給限度額	上限額	341,298円	→	347,127円
--------	-----	----------	---	----------

③ 出生時育児休業給付

・支給限度額	上限額（支給率67%）	289,466円	→	294,344円
--------	-------------	----------	---	----------

④ 育児休業給付

・支給限度額	上限額（支給率67%）	310,143円	→	315,369円
	上限額（支給率50%）	231,450円	→	235,350円

「健康保険被扶養者状況リスト」提出のご案内 ※協会けんぽご加入事業所様に限る

2024年10月上旬から10月下旬にかけて、協会けんぽから順次「被扶養者状況リスト」が届きますので、従業員の方へご確認のうえ、同年11月29日までに直接、協会けんぽへご提出いただきますよう、よろしくお願いたします。なお、当協会へ社会保険事務委託をいただいている事業所様におかれましては、扶養から外す等変更があった方につきまして、当協会までご連絡をお願いいたします。

【※確認書類の提出について】

厚生労働省より厳格な方法による再確認を求められていることから、被保険者と別居している被扶養者、海外に在住している被扶養者については、被扶養者状況リストに同封されている被扶養者現況申立書を記入し、被扶養者要件を満たしていることが確認できる下記書類の提出を併せてお願いいたします。

- ・被保険者と別居している被扶養者→仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類（※1）
- ・海外に在住している被扶養者→海外特例要件（※2）に該当していることが確認できる書類（※1）仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類は、学生の場合、添付を省略できます。（※2）海外特例要件については日本年金機構ホームページをご覧ください。

【※健康保険の被扶養者要件等】

健康保険の被扶養者の範囲や収入などの要件については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

一般、厚生労働省より「年収の壁・支援強化パッケージ」が示され、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動である旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とする方針が示されておりますので、被扶養者状況リスト等のご提出にあたって、被扶養者の収入確認を行った際に、年収が130万（被扶養者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者の場合は180万円）以上の場合であって、人手不足による労働時間の延長等に伴い、一時的に収入が増加していることが確認できた場合は、「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書を併せてご提出ください。